



株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	訪問介護	訪問介護サのへ	三戸郡三戸町大字六日町三一	二〇・二・五
社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	福祉用具貸与	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	平成二〇・二・一

青森県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	介護予防	訪問介護サのへ	三戸郡三戸町大字六日町三一	二〇・二・五
社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	介護予防福祉用具貸与	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	平成二〇・二・一

青森県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人みぎ会	社会福祉法人みぎ会	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	八戸市大字内丸池九六の三	訪問看護ステーションせせらぎ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	平成二〇・二・一

青森県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人みぎ会	社会福祉法人みぎ会	介護予防事業の種類	介護予防事業所	八戸市大字内丸池九六の三	訪問看護ステーションせせらぎ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	平成二〇・二・一

青森県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業

所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
社会福祉法人 みやぎ会	八戸市大字尻 内町字鴨ヶ池 九六の三	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援事業者
	介護老人保 健施設とわ だ	名 称	居宅介護支援事業所
	十和田市大字 洞内字長田六 〇の六	所 在 地	
	十和田市稻生 町一三の七		
	平成 三〇・二・一	変 更 年 月 日	

青森県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地
菱紙株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目四 の二	菱紙株式会社 八戸営業所	八戸市大字河原 木字青森谷地三
	福祉用具 貸与		平成 三〇・二・一
	居宅介護 事業の種類		廃 止 年 月 日

青森県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地
菱紙株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目四 の二	菱紙株式会社 八戸営業所	八戸市大字河原 木字青森谷地三
	介護予防 福祉用具 貸与		平成 三〇・二・一
	介護予防 事業の種類		廃 止 年 月 日

青森県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地
菱紙株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目四 の二	菱紙株式会社 八戸営業所	八戸市大字河原 木字青森谷地三
			平成 三〇・二・一
			廃 止 年 月 日

青森県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

菱紙株式会社	名称	特定介護予防福祉用具販売事業者	所在地	主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目四の二
菱紙株式会社八戸営業所	名称	特定介護予防福祉用具販売事業者	所在地	八戸市大字河原木字青森谷地三	平成 二〇一〇
				年月日 止	

青森県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年三月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

1	市道	小和森尾崎線	変更の区間	平川市尾崎木戸口一八六の八から平川市尾崎沢部一の四まで	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
					前	一・二・五〇メートルから四二・三〇メートルまで	二四〇・〇〇メートル	
					後	一五・五〇メートルから六一・三〇メートルまで	二四〇・〇〇メートル	

青森県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十一年一月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画下水道事業（青森市公共下水道）
- 三 事業施行期間  
昭和三十三年二月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の変更認可（平成十六年八月十三日青森県告示第五百三十七号）の事業地のうち青森市大字石江字三好、大字西田沢字浜田及び大字油川字浪岸地内を廃止する。

2 使用の部分

都市計画事業の変更認可（平成十六年八月十三日青森県告示第五百三十七号）の事業地に青森市大字幸畑字松元、字阿部野、大字大矢沢字野田、三好一丁目、三好二丁目を加え、大字幸畑字唐崎、大字大矢沢字里見、大字石江字岡部、字三好、字高間、大字新田字扇田、大字三内字稲元及び大字西滝字切島地内において事業地を変更する。

公 告

大間港臨港地区の決定

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、大間港の臨港地区を定めたので、同条第八項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域を縦覧に供する。

平成二十一年二月四日

大間港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 臨港地区の区域

1 場所

下北郡大間町大字大間字大間及び大間平の各一部

2 区域

(一) 大間地区

基点一から三一度に引いた線

基点一から基点九まで順次に結んだ線

基点九から一三度にカツトシ門に引いた線及び水際線に囲まれた区域

基点一 下北郡大間町大字大間字細間二三の八番地先（北緯四一度三一分三四秒、東経一四〇度五四分三〇秒）

基点二 基点一から五八度七三メートル 一号表示杭

基点三 基点二から一一四度四三メートル 二号表示杭

基点四 基点三から九一度五六メートル 三号表示杭

基点五 基点四から六七度一一三メートル 四号表示杭

基点六 基点五から三〇度九〇メートル 五号表示杭

基点七 基点六から二三度四七メートル 六号表示杭

基点八 基点七から一三度二二八メートル 七号表示杭

基点九 基点八から三四一度一七五メートル 八号表示杭

基点九 基点八から三四一度一七五メートル 九号表示杭

(二) 烏の間地区

次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により囲まれた区域。

基点一 四等三角点日和山（北緯四一度三一分五四秒、東経一四〇度五四

分三六秒）から三五八度一四分二三秒一〇三九・八メートルの地

点

基点二 基点一から三〇六度二三分四三秒一一〇・六メートルの地点

基点三 基点二から三三七度一〇分三〇秒三五・〇メートルの地点

基点四 基点三から六七度一〇分三六秒四・五メートルの地点

基点五 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点

基点六 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点

基点七 基点六から一四五度五一分五六秒五〇・〇メートルの地点

基点八 基点七から一二六度二三分五八秒七九・九メートルの地点

基点九 基点八から二四度〇四分二九秒九・七メートルの地点

基点一〇 基点九から三〇五度〇九分二〇秒一〇・〇メートルの地点

基点一一 基点一〇から三四度〇〇分〇三秒二〇・五メートルの地点

基点一二 基点一一から四〇度三〇分一七秒三〇・〇メートルの地点

基点一三 基点一二から四二度五一分〇三秒二二・六メートルの地点

基点一四 基点一三から二〇度四二分五一秒一三三・七メートルの地点

基点一五 基点一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点

基点一六 基点一五から三五九度五二分三九秒一〇・八メートルの地点

基点一七 基点一六から八九度一八分三五秒二二・二メートルの地点

基点一八 基点一七から一八一度五三分二五秒六二・八メートルの地点

基点一九 基点一八から一九一度五三分一七秒四七・一メートルの地点

基点二〇 基点一九から二一九度五一分一四秒一一七・八メートルの地点

3 面積

五・一五ヘクタール

二 縦覧場所

青森県県土整備部港湾空港課

下北地域県民局地域整備部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小鹿設備工業
- 二 代表者の氏名 小鹿 昭義
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬三一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一六八七二号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社白銀建設
- 二 代表者の氏名 齋藤 克己
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田二丁目一の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一九五八号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高谷工務店
- 二 氏名 高谷 勇市
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中野四丁目二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六七八二号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	
定価小口一枚二付十五円一銭	